

転居される方へ

○ 下記に該当する方は、担当窓口をご利用ください。

令和6年12月2日改訂

対象者	手続等に必要なもの	
印鑑登録をしている方	転居の届出以降は、自動的に印鑑登録の住所が新住所となります。 特に手続きは必要ありません。	①番 市民課 市民サービス係 82-7731
マイナンバーカードをお持ちの方	新しい住所に変更する必要がありますので、カードを提示してください。 転居届出をした日(届出日)から90日以内	
国民健康保険に加入している方	保険証(資格確認書または資格情報のお知らせ)、限度額認定証(発行済みの方)を持参し、住所変更届を提出してください。保険証等を差し替えます。	②番 市民課 医療保険・年金係 82-7741 82-7744
国民年金	手続きは必要ありません。	
後期高齢者医療に加入している方	手続きは必要ありません。 ※保険証(資格確認書)の裏面にご自身で新しい住所を記入してください。	
介護保険	介護保険被保険者証等を差し替えます。 (負担割合証、負担限度額認定証等)	③番 福祉課 高齢者支援係 82-7749
各種障害者手帳をお持ちの方	各種障害者手帳を持参し、住所変更届を提出してください。	④番 福祉課 生活支援係 82-7748
児童手当受給者	住所変更届を提出してください。	⑤番 福祉課 子育て支援係 82-7747
子ども医療費助成(高校生年代までのお子様がいる方)	発行済みの資格証を持参し、資格内容変更届を提出してください。新しい資格証を発行します。発行済みの資格証と交換になります。	
小・中学校に在学の児童・生徒がいる方	転居届を提出してください。 (ただし、校区が変わらない場合は手続きの必要はありません。)	4F 教育委員会事務局 学校教育係 82-7816
空き家購入費・改修費補助金を利用された買主・借主の方	補助金を交付した日から5年未満で転居した場合は、補助金を返還する義務があります。提出書類はありませんが、後日、返還命令書を送付します。	4F 企画財政課 移住定住推進係 82-7726
移住定住促進補助金(家賃補助)を利用されている方	変更手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	
水道を利用されていた方	閉栓が必要な方は、閉栓届を提出してください。(手数料) 転居先で新たに水道を利用されるときは、開栓届を提出してください。(手数料)	2F 環境建設課 管理係 82-7781